

函館市日乃出いこいの家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月8日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第38号

函館市日乃出いこいの家条例の一部を改正する条例

函館市日乃出いこいの家条例（昭和50年函館市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表中「480円」を「490円」に，「140円」を「150円」に，「70円」を「80円」に，「4,800円」を「4,900円」に改める。

附 則

- 1 この条例は，令和5年12月23日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後における改正前の函館市日乃出いこいの家条例の規定に基づく使用回数券については，1回券に10円を加算して使用し，または11回券に100円を加算して改正後の函館市日乃出いこいの家条例の規定に基づく使用回数券と引き換えることができる。